

令和3年度 大津市立石山小学校いじめ防止基本方針

はじめに

2011年(平成23年)の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、石山小学校においては、いじめ防止対策推進法(以下「法」といいます)、大津市子どものいじめの防止に関する条例(以下「条例」といいます)、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、石山小学校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目次

1	いじめ問題に関する基本的な考え方
	(1) いじめの未然防止
	(2) いじめの早期発見
	(3) いじめへの対応
2	「いじめ対策委員会」の設置
	(1) 役割
	(2) 構成員
	(3) 関係する校内委員会等との連携
	(4) いじめ事案対応フロー図
3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項
	(1) 基本方針、年間計画の見直し
	(2) 基本方針、年間計画の公開・説明
4	いじめ防止等に向けた年間計画
5	その他(資料等)

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

このため、本校では、すべての児童が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切に、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、児童自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、児童一人ひとりが主役となる学校づくりを進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な児童の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取 組 目 標
a	児童会及び生徒会を主体とした活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童一人ひとりが規律のある楽しい学校生活に向けて意識を高めていけるよう支援します。 ・高学年の委員会活動では、子ども自らがいじめ防止についてできることを考えて取り組める活動の場を作ります。 <p>これらの取組は全校に発信していけるよう支援していきます。</p>
b	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふわふわ言葉」を集め、温かな言語環境作りをめざします。 ・相手にうまく伝えられないことで気持ちやすれ違いやすい現状を改善すべく「他者と協働しながら主体的に学びを深める子どもの育成」を目標とした校内研究を推進していきます。

② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	子どもの心を豊かにする教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育では、子どもたちが「いじめは絶対にしてはいけないこと」と感じ、その思いに沿った行動ができるよう指導していきます。 ・いじめ防止に向けた道徳教育を推進すべく、学年間で教材研究を進めていきます。 ・静かに本に親しむ時間を持ち、感性を磨き、想像力を豊かにする読書環境を作っていきます。 低学年では、担任や司書による読み聞かせの時間を設け、発達に即して読書に親しめる時間を設けます。
b	自他ともに認め合う人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級児童の交流にあたり、学年全体で交流についての事前学習の場を設け、特別支援についての理解を深めます。 ・外部講師によるバリアフリー教育を体験的に学ぶ機会を持ち、人権を尊重する態度や実践力を養います。
c	いじめ問題にかかる子どもの解決力を育むための教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止に関わっての道徳教育、人権教育を推進し、規範意識や思いやりの心の育成に努めます。 ・学級活動等での話し合い活動を充実させ、支持的な学級作りに努めます。 ・校内外の相談窓口を紹介したり、いじめについて学んだりし、いじめにあったときはどのような行動をとればよいか、具体的な対処方法を教える機会を持ちます。
d	専門家によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士や専門相談員による出前授業を実施し、参加型授業を受けます。いじめは重大な人権侵害にあたり決して許されないことだと、体験的主体的に学ぶよう支援していきます。 ・授業を機に、市の相談員と相談することが可能になるよう、学校生活でのコミュニケーション環境を整えていきます。
e	子どもの存在や意見が大切にされる授業づくり・学級づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・主体的、体験的な活動を取り入れた学習スタイルをめざし、子どもたちが具体的に考え、行動する教育をめざします。 ・一人ひとりの考えを伝え合い認め合う学習活動の場を保障し、コミュニケーション能力を高めます。
f	いじめ防止啓発月間・人権週間における取組	<ul style="list-style-type: none"> ・年3回、いじめ防止月間を設け、児童一人ひとりがいじめ防止について自分でできることを考え、それを行動宣言にまとめます。 ・行動宣言を全校で掲示することで、全校的に意識を高めると共に、参観日に掲示することで、保護者理解や協力体制を高めていきます。

g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> 校種間を越えた保幼小中の行事に、関係学年が参加していきます。参加交流により成長の見通しや成長の喜びを感じさせると共に、お互いを思いやる心を育みます。
h	ネット上のいじめを含めた情報モラル教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 情報ツールに係るアンケート調査を実施し、現状把握すると共に、専門家の分析を受けます。 道徳教育や学活において、情報モラル、情報トラブル、情報の使い方、判断力、心構えについて具体的に学べる場を作っていきます。

③ 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ対策に関する校内研修の実施及びいじめ対策の取組にかかわる教員体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策を組織的に推進できるよう、年 3 回いじめ防止に向けた児童理解のための校内研修を実施します。また基本方針に沿って教育活動が進められているか定期的に振り返り、対応を見直し、修正を図ることで、教員の組織対応力を培います。 いじめ対策委員会を組織し、職員は情報共有を図ると共に、児童理解を深めます。
b	学校いじめ防止基本方針及び子ども支援コーディネーター等の周知	<ul style="list-style-type: none"> 年度初めにホームページにて公開された基本方針は全職員が熟知し、相談することの大切さについて十分理解できるよう研修を行います。 いじめ防止に向けての方針や職員体制、いじめに関する情報集約の方法については、全職員が組織理解として動けるように、年度当初に共通理解します。
c	いじめ事案対応にかかる教員への指導・助言及び組織的支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 週1回の生徒指導連絡会や臨時の対策会において、情報の集約や効果的な手立てが立てられるよう、職員が組織的に動きます。 いじめ事案については、解決後の継続的な見守りについて、具体的な手立てを提案、実施していきます。対応については、振り返ることで、教員間の協働性を高め、組織強化を図ります。

④ その他(学校独自の取組)

取 組 目 標

「石山小の6つのやくそく」を各教室掲示し、学校生活における規律を共通理解できる環境を作ります。児童発案のいじめ防止キャラクターを活かすことで、学校生活の規律を全児童にわかりやすく理解させ、全教師がぶれない指導、約束事が見える教育環境を整えます。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が児童の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、児童または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、児童または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取 組 目 標
a	いじめに関する定期的なアンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・毎学期に全児童を対象にいじめや学校生活に関するアンケートを行い、児童の現状を把握すると共に、いじめの早期発見に繋がります。 ・調査結果については、教育相談担当とも情報共有し、より効果ある対策を検討していきます。
b	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた情報の集約	<ul style="list-style-type: none"> ・各担任・関係職員からの情報を迅速に受ける体制を整え、整理した情報を提供・共有できるよう集約していきます。 ・管理職を含めたいじめ対策委員会では情報の集約の上、指導等の方針を検討、組織対応に活かします。 ・担当は巡回等において校内の現状を日常的に把握し、問題発生時は早期発見できるよう日々見守り、情報収集に努めます。

c	いじめが発生するピーク時の校舎内及び校門等における見守り活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員は朝の交通見守り、靴箱点検、校内見守りに関して児童の表情等をよく見ることから、問題の早期発見、早期対応に努めます。 ・いじめが生じやすい10月11月、学年末に近い2月3月には、授業の合間や給食、掃除時間の前後の見守りを強化し、安心安全な学校作りを推進します。
d	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・毎学期のアンケートを受けて、担任は児童一人ひとりと個別面談を行います。 ・各学級共、日常的に複数の教員が関わり、困りごと等を相談しやすい窓口を増やします。また児童一人ひとりの変容に早期に気づけるよう、複数教員が見守ります。 ・問題発生時には教育相談担当と情報共有し、スクールカウンセラー等専門家とも連携することで、問題の早期解決をめざします。 ・おおつこ相談等、関係機関や相談窓口を積極的に紹介し、いじめ問題の早期解決に向けた環境整備に努めます。
e	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・問題発生時には、早期に担任が家庭連絡し、状況説明や指導方針の説明をします。 ・問題解決後の見守りを大切に、定期的に家庭連絡をしたり、保護者からの要望を受けたりします。
f	ネット上のいじめにかかる保護者との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・スマホ持参については保護者に確認書を提出してもらい、学習時には職員室管理します。 ・スマホ使用について問題があれば迅速に家庭連絡し、保護者と連携して問題解決にあたります。 ・高学年においては、夏休み前に情報教育の場を作り、トラブル防止に努めます。

② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ事案の情報共有を図るための「いじめ対策委員会」の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・問題発生時の臨時対策会は、迅速かつ弾力的に開き、チーム石山として組織対応をめざします。 ・複数教員で得た情報は対策委員会において集約・共有・記録し、解決に活かします。
b	学年及び校種を越えた情報共有の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会では、兄弟関係の情報や学年を越えた情報を共有することで、児童理解を深めます。 ・校種を越えた保幼小中連携により、職員の交流しやすい環境を整え、必要な情報等を交換していきます。

③ その他(学校独自の取組)

取組目標
<p>児童理解を進めるために生活アンケートを活用していきます。それを受けて、担任は個別面談を実施し、児童一人ひとりの声を聞きます。得た情報は児童理解と学級経営改善に活かします。</p>

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた児童を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害児童を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、児童や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている児童や相談のあった児童の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。

なお、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている児童を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	組織的にいじめ事案に対処するための「いじめ対策委員会」における対応	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会は、担任一人が問題を抱え込むことのないよう、チーム石山として管理職を含めた組織で対応していきます。 ・児童の聞き取りや指導は基本複数対応し、児童が安心できる場作りをめざします。 ・事情が複雑な場合、怪我を伴う場合は家庭訪問を行い、直接保護者に会って話をします。この場合も担任を含めた複数対応を心がけます。 ・いじめ事案については、解決後も継続的に見守り、再発防止に努めます。
b	いじめ事案の解決に向けた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・問題を俯瞰的に捉え、解決に向けた見通しを持ちながら、組織対応を進めます。 ・児童の聞き取り、指導に関しては、児童の状況や心情を十分に配慮した上で行っていきます。 ・保護者には状況説明等の連絡を入れ、共に見守れる体制を作っていきます。
c	ネット上のいじめへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生の時期のスマホやネットに係る事案は保護者管理が必須であり、保護者への協力、連携を求め、対応を進めていきます。 ・聞き取りや事実確認では、関係児童の心情に配慮しながら進めます。必要に応じ、関係機関とも連携します。 ・再発防止に向けては、児童や保護者に必要な情報教育を提供します。
d	重大ないじめ事案に関するアンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・重大ないじめ事案への対応は、アンケート調査をその一つと考えます。実施内容、詳細等については、保護者の意向を踏まえると共に、対策委員会で熟考した上で実施していきます。 ・進め方や結果の扱いについては、学校のみでの判断とせず、関係機関やスクールカウンセラーと連携した上で判断していきます。
e	いじめ事案が生じたときの保護者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・問題発生時には早期に学校側から保護者に連絡を入れ、状況や指導方針の説明をしていきます。 ・問題解決後も見守りを続け、定期的に家庭連絡して保護者からの要望や相談を受けます。

② その他(学校独自の取組)

取 組 目 標

・いじめ事案が生じた場合は、被害者加害者ありきの構図に安易に陥ることなく、子どもの気持ちを十分に聞きます。関係性の立て直しに向けて、より良い支援ができるよう、組織対応していきます。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

(1) 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) PDCAサイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、主幹教諭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーとします。

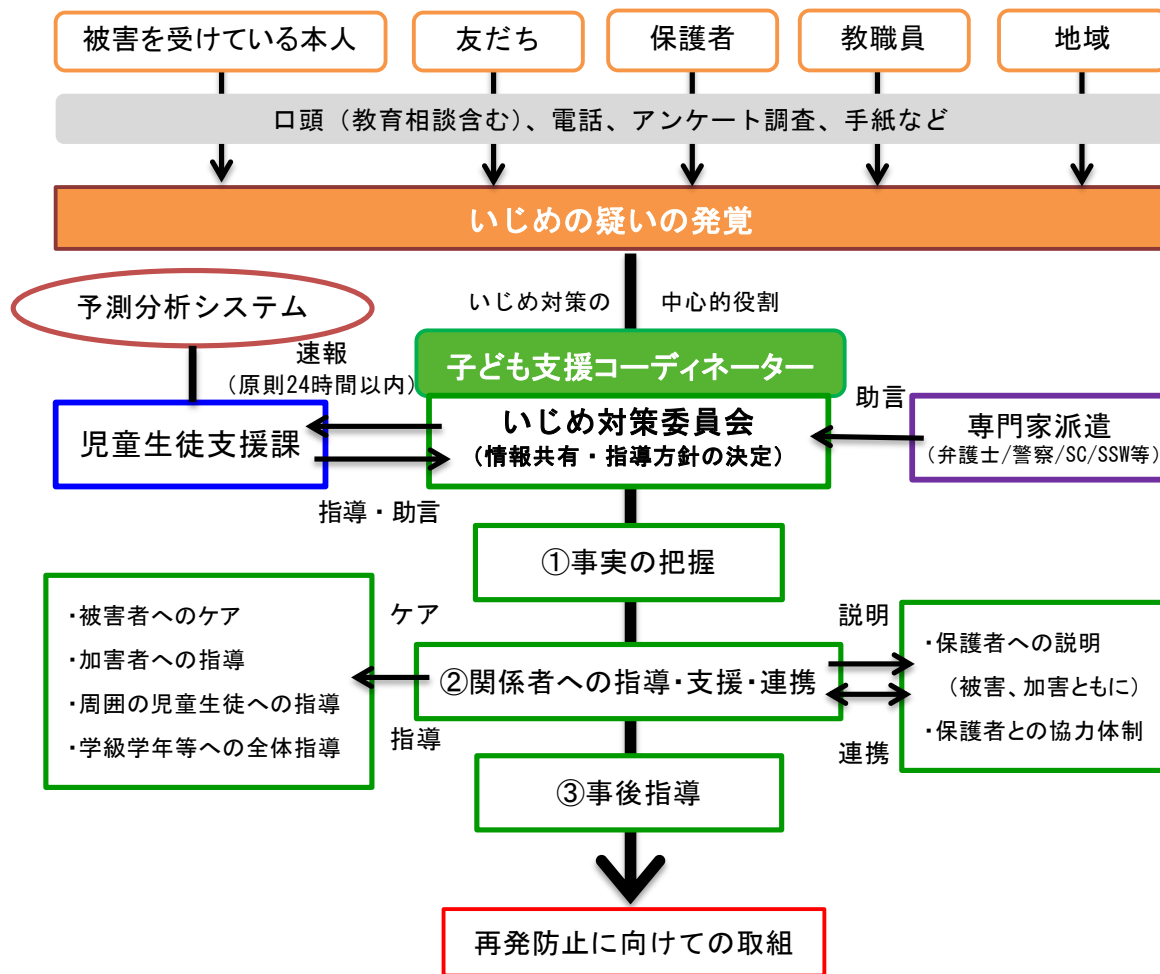
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官OB）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4)いじめ事案対応フロー図



(2) 学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主 事等の学校教職員の他、PTA会長、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者となります。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況(活動実績)を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況(活動実績)を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備考
4	職員会議・生徒指導部会《児童理解・組織体制づくり》(①・②・③) いじめ防止啓発キャラクターを活かした取組(①) 石山小「6つのやくそく」に関わる生活月目標の取組(①) 個別対応のカルテ作成(①) 個別懇談会(②・④) 保幼小・小中連絡会(①・④)	関係機関・地域と引き継ぎ等の連携体制作り
6 ふれあい 強化月間	いじめ防止啓発月間(①・④) あいさつ運動(児童会)(①) 生活アンケート・クラスマネジメントシート実施(②・③) 個別面談・教育相談(①・②・③) 学校協力者会議(④)	アンケートの結果は学級懇談会等において説明
7	地域懇談会(④) 民生委員・児童委員懇談会(④) 学期末学級懇談会(④)	
8	子どもを語る会(①)	全校の児童について知るための研修
9	いじめ防止啓発キャラクターをいかした取組(①) たてわり活動(①)	児童会を主体とした取組
10 ふれあい 強化月間	いじめ防止啓発月間(①・④) あいさつ運動(児童会)(①) 生活アンケート・クラスマネジメントシート実施(②・③) 個別面談・教育相談(①・②・③)	アンケートの結果は個別懇談会等、保護者との連携に活かす。
11	命に関わる道徳授業の実施(①)	
12	人権週間に関わる取組(①・④) 学期末個別懇談会(②・④)	
1	人権教育に関わる研修(①・④)	

2 ふれあい 強化月間	いじめ防止啓発月間 (①・④) あいさつ運動 (児童会) (①) 全校一斉生活アンケート実施 (②・③) 個別面談・教育相談 (①・②・③)	アンケートを 受けた個別面 談
3	保幼小・小中連絡会 (①・④)	
年間を通 じて	朝のあいさつ運動、くつ箱チェック、校内巡視 (①・②) いじめ対策委員会 (①・②・③) 生徒指導連絡会 (①・②・③)	関係機関・地域 と引き継ぎ等 の連携体制作 り

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

石山小 ストップいじめアクションプラン
～いじめの未然防止、早期発見・早期対応～ 大津市立石山小学校

いじめをしない、させない、見逃さない学校

子どものアクション

○明るく楽しい学校に！

「石山小6つのやくそく」の約束の提唱

- ・あいさつをきちんとしよう
- ・人の話をしっかり聞こう
- ・たたいたりけったりしない
- ・きまりを守ろう
- ・人の喜ぶことをしよう
- ・時間を守ろう

○児童会活動による運動

- ・思いやりの心を育てる「あいさつ運動・ふわふわ言葉集め」ゆるキャラの活用。(生活目標、表彰での啓発等)
- ・代表委員会での困りごと解決。

家庭や地域とのアクション

- ・学校協力者会議、学区民会議、地域の会議等で、いじめに関する学校での取組に関して報告、協議。
- ・保護者や地域の方に、いじめに関する学校での取組、その実施状況・結果の説明・発信。
- ・全家庭への学校生活についてのアンケートの実施。

教職員のアクション

○いじめ問題に対する職員の意識改革

- ・全職員は「いじめを絶対に許さない。いじめられている人を守り通す」基本方針の共通理解、実行。
- ・いじめ問題に対する意識や実践・対応力を高めるための研修会を行う。
- ・いじめを見逃さないために、SCから助言・指導を受け、児童理解とその対応力を高める。

○児童理解に努める

- ・教職員は普通の授業時間・休み時間・給食時等、子どもたちとのふれあいに心がけ、信頼関係の構築に努める。
- ・ふれあい強化月間（6月・10月・2月）を設け、アンケート調査や個別面談・教育相談を実施。

○積極的にいじめ問題に対応する

- ・毎週、対策・連絡会を開き、子どもたちの様子を確認。学校全体で子どもたちを見守る体制を構築。
- ・いじめの疑いがある事案に対しては、迅速に対策会を開き、組織対応する。

石山小学校の現状

- ・子どもたちは簡単な言葉で会話する傾向があり、言葉で自分の思いを十分に伝えきれない場合が多い。
- ・仲良くなると、叩いて逃げる等鬼ごっこ的な行動がよく見られ、いじめにつながる危険性がある。
- ・子どもたちのいじめに対する認識力を高め、より良い行動について考える学びの場が必要である。
- ・教職員は子どもたちからのサインをキャッチする感性を磨き、訴えを受ける窓口を広げる必要がある。